

暗号資産・暗号資産交換業者に関する新たな FATF 基準についての

12 カ月レビューの報告書要旨（仮訳）

金融活動作業部会 (FATF) は、マネロン・テロ資金供与 (ML/TF) 及び大量破壊兵器の拡散金融を防止するための国際基準を設定する政府間組織である。2019 年 6 月、FATF は、暗号資産 (virtual assets) 及び暗号資産交換業者 (VASPs) に関するマネロン・テロ資金供与対策 (AML/CFT) 上の要件を明確に設定するため、国際的な (FATF) 基準の改訂を公表した。その際、FATF は、FATF 基準の実施を促進し、課題を特定し、また進捗状況をモニタリングするための対話を業界と行うため、コンタクト・グループ (Virtual Assets Contact Group) を設立することで合意した。また FATF は、暗号資産セクターのタイポロジー (犯罪類型)、リスク、市場構造の変化に関するモニタリングに加え、各法域及び民間セクターによる改訂後の FATF 基準 (現基準) の実施状況を評価するため、「12 カ月レビュー (12-month review)」を実施することで合意した。

本報告書は、12 カ月レビューの結果を整理したものである。本報告書は、現基準の実施に関して、全体として、官民双方において進捗が見られたことを確認している。(今回のレビューのためのサーベイに回答した) 54 の法域のうち 35 の法域が現基準を実施しており、そのうち 32 の法域は暗号資産交換業者を規制対象とし、3 の法域は暗号資産交換業者の活動を禁止している。残る 19 の法域は、国内法制において現基準をまだ実施していない。暗号資産交換業者の監督および暗号資産交換業者による AML/CFT 上の義務の実施は概ね初期段階にあるが、確実に進捗が見られている。官民双方で対処すべき問題は引き続き残るものの、特に暗号資産交換業者において「トラベルルール (travel rule)¹」の実施を可能とするための技術的な解決策 (technological solutions) に関し、進捗が見られる。

現時点では、現基準の改訂の明確な必要性は確認されていない。今回のレビューにおいて、現時点で現基準の改訂を必要とする根本的な問題は特定されなかった。しかしながら、官民において依然として相当の量の作業が必要である。今回のレビューで回答を行った法域の半数以上は、暗号資産交換業者に対する AML/CFT 上の義務を導入したと回答したものの、全ての FATF 加盟国及び、より広く 9 の FSRBs² から構成されるグローバルネットワーク (Global Network) において、現基準が実施されなければならない。現基準の有効性は、全ての法域が現基準を実施し、かつ民間セクターが (現基準に基づく) AML/CFT 上の義務を履行するかどうかにかかっている。また、官民双方からのフィードバックにおいて、現基準をどのように実施するかに関し、(既存のものとは比べて) より詳細な FATF ガイダンスが必要であることが示されている³。この対象には、(現基準の実施に関し) 対応能力の低い法域 (low-capacity jurisdictions) 向けに特化したガイダンスの策定も含まれ得る。

訳注¹ トラベルルールとは、顧客が送金を実施する際、受取側・送付側事業者に対し、送付依頼人 (originators) 及び受取人 (beneficiaries) の情報を保持・維持・(送付側事業者から受取側事業者への) 通知を義務付ける AML/CFT 上の措置を指す。業界における一般用語であり、FATF 基準上の正式な用語ではないが、通常、FATF 基準上の勧告 16 (電信送金) を指すものとして当局・業界関係者に理解されている。銀行等の既存のセクターに対しては、勧告 16 において要件が詳細に示され、本邦でも導入されているが、暗号資産交換業者に対しては 2019 年 6 月に行われた FATF 基準 (勧告 15 (新技術)) の改訂で、当該ルールを適用することが決定された。

訳注² FATF-Style Regional Bodies。FATF 型地域体。アジア太平洋、カリブ海、ユーラシア、南東アフリカ、中央アフリカ、南米、西アフリカ、中東・北アフリカ、欧州地域にそれぞれ設置されている。

訳注³ FATF は 2019 年 6 月、「暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベースアプローチに関するガイダンス (Guidance for a Risk-Based Approach to Virtual Assets and Virtual Asset Service Providers)」を公表。

<https://www.fatf-gafi.org/publications/fatfrecommendations/documents/guidance-rba-virtual-assets.html>

暗号資産セクターは動向が速く、また技術的な変化が大きい産業であり、このことは、継続的なモニタリング及び官民の対話が必要であることを意味する。同時に、1年間という本レビューの期間は、現基準の影響や暗号資産市場がどのように変化したかを十分に理解する上では、比較的短いものであった。従って、FATFは、引き続き暗号資産に焦点を当てるとともに、以下の行動を実施することで合意した。FATFは、

- a. 暗号資産及び暗号資産交換業者に対する強化されたモニタリングを継続し、暗号資産及び暗号資産交換業者に関する現基準の実施状況についての第2回12ヵ月レビューを2021年6月までに実施する。この間、各法域は現基準を国内で法制化するための期間を（現基準が最終化された2019年6月から数えて）2年間確保したことになり、また暗号資産業界は、グローバルにトラベルルールのソリューションを導入するための時間を確保したことになる。
- b. 暗号資産と暗号資産交換業者に関する改訂ガイダンスを公表する。
- c. 2020年10月までに red flag indicators⁴及び適度に抽象化された犯罪事例を公表することで、暗号資産取引における ML/TF リスク、及び ML/TF 目的での暗号資産の悪用の可能性に対する理解を、引き続き促進する。
- d. コンタクト・グループを通じ、暗号資産交換業者、ソリューション・プロバイダー（technology providers）、技術者（technical experts）、学者を含む、民間セクターとの対話を継続・強化する。
- e. VASP 監督当局間の国際協力を強化するための検討プロジェクトを継続する。

本報告書に記載の通り、これらのアクションは、来年に向けた暗号資産に関する FATF の行動計画を定めたものである。また、本報告書の報告内容は、(FATFによる)ステーブルコインに関する G20 への報告書における、FATF の結論を支持するものである。

(以上)

訳注⁴ 疑わしい取引の参考事例・着眼点を指す。